

## 令和6・7年度地籍調査実施のお知らせ

日頃より千代田区政に、ご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。区では平成18年度から国土調査法に基づき区内において「地籍調査」を順次実施しております。今年度及び来年度は、下記の調査地域で実施いたします。なお、実施につきましては、区担当部署に加えて、下記の委託会社と事業を行ってまいりますので、宜しく願いたします。

### 記

#### 1 地籍調査とは

土地の戸籍調査とも言われ、土地の情報（所有者・面積・地番・境界等）を明らかにする基本的な調査であり、国土調査法に基づき全国で実施されています。

千代田区では、道路と皆様の土地の境界（筆界）を先行して確認する手法で地籍調査を進めています。

#### 2 地籍調査の効果

○災害復興の迅速化、土地取引の円滑化など

#### 3 令和6年度の実施内容

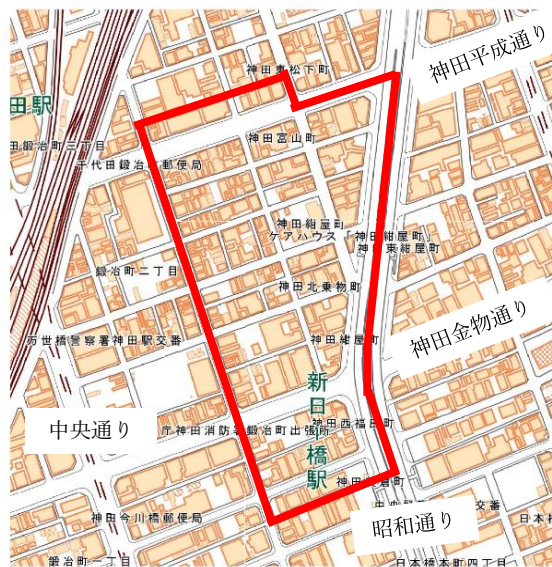
令和6年度は、下記の調査区域において、基準点の設置と現地測量を実施し、境界（筆界）を検討いたします。

- ・基準点の設置・・・11月上旬より1ヵ月程度
- ・現地測量作業・・・12月上旬より2ヵ月程度

#### 4 調査区域

神田北乗物町  
神田紺屋町  
神田富山町  
神田西福田町  
神田東紺屋町  
神田東松下町の一部  
神田美倉町

(地図の赤枠内：約0.06km<sup>2</sup>)



#### 5 同封の資料

○「令和6年度の地籍調査について」1部

※令和7年度の地籍調査に関する資料は、令和7年度に別途送付いたします。

#### 6 お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 財産管理係 担当 横井  
電話 03-5211-4234 (直通) FAX 03-3264-4792  
Mail machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

昭和株式会社(令和6年度区委託会社) 担当 飯田・三品  
電話 048-957-7554 (直通)